

## リーテックのウェブサイトがリニューアル！ コンテンツを拡充し、全面的にデザインやレイアウトを変更しました。



お客様に多くのサービスや情報をご提供するため、リーテックのウェブサイトのリニューアルいたしました。今まで8ページしかなかったコンテンツを40ページに増やし、新たにCSRの活動についても掲載しています。大幅な内容変更に伴い、全体のデザインやレイアウトも変更しました。今後も見やすいウェブサイトを目指し、定期的に見直しと改善を進めていきます。

### ウェブサイトのリニューアルを終えたばかりの担当者より一言！

ついに、リーテックのウェブサイトが完成しました。プロジェクトに携わってくださった皆さま、本当にありがとうございました。ウェブサイトはお客様に情報発信する大切なツールのため、デザインやコンテンツをわかりやすく表記し、サーバーやセキュリティについても大幅な見直しを行いました。今回のプロジェクトは外注をせずに、リーテックの社員のみで遂行しています。時にはプロジェクトチーム内で意見が割れることもありましたが、ミーティングを重ね、ひとつひとつの問題を解決しながら作り上げることができました。ウェブ上の情報はすぐに世界に広がるため、情報の掲載は慎重に行わなければなりません。そのため、コミュニケーションを取りながら作成できたことはとても重要であったと感じています。以前と比較してコンテンツを細かく記載しているため、今後はマーケティングにも活用し、お客様にエリ細いサービスを提供できるような改活を続けていきます。



IT・マーケティング部

比ひ、リニューアルさ前たリーテックのウェブサイトをご覧ください。

## 桜美林大学とのインターンシッププログラムを実施

学生17名が国内拠点と海外拠点を訪れ、環境ビジネスについて学びます。

リーテックでは8月に桜美林大学の2年生以上を対象に、リーテックの国内拠点での作業体験やリートン香港での工場見学を通じ、日本と海外の環境ビジネスのあり方・働き方を学んでもらうためのグローバルインターンシッププログラムの実施を予定しています。今回のプログラムでは、大学での事前学習や報告会を含め、日本5日間・香港5日間の計10日間のプログラムを準備しています。大学生には今回のインターンシップへ参加することで、リートングループについて理解すると共に、環境ビジネスの大切さや環境問題に対する意識を持ってもらいたいと考えています。

### インターンシップ概要

実施期間	7月30日～8月9日まで（内、土曜日は休日）
実施場所	リーテック本社および処理センター、相模原市の清掃工場 リートン本社および処理センター、エコパーク内のミュージアム
実施内容	講義5つ（リーテック・リートン社員が講師を務める） 施設見学・作業体験・市場調査など
必須課題	リートングループのビジネスを理解し、課題と解決策など経営視点による考察をし、レポート提出

## 第3回 学び塾「おから裁判から学ぶ産業廃棄物の定義」のおさらい！

産業廃棄物に関するルールや、取り扱いについての注意事項などをもう一度確認しましょう！

### 産業廃棄物って何を指すの？

産業廃棄物は「あらゆる事業活動から排出される廃棄物」と「特定の事業活動から排出される廃棄物」に分かれており、全部で20種類の項目が産業廃棄物と定められています。例えば、紙くずは産業廃棄物に指定されているものの「特定の事業活動に伴うもの」に分類されるため、出版社や紙の製造業者から排出されれば**産業廃棄物**、リーテックの社内でプリントした紙などは**一般廃棄物**として処理されます。

### 廃棄物って誰が決めるの？

～おから裁判から学ぶ～

#### おから裁判（1999年）



豆腐業者

豆腐を作る際に発生する「おから」を処分するためにお金を払って引き取ってもらった。



飼料製造会社 A

A は飼料として販売したが、一般的には「おから」は大部分が廃棄物として処理業者へ委託されている。



別の飼料製造会社

#### その後、会社 A は廃棄物処理法違反として罰金刑を課せられてしまった！

産業廃棄物の収集運搬ならびに処分業の許可がないのに、廃棄物指定されている「おから」を収集運搬・処分してしまったことが問題になってしまった。

え！？おからって廃棄物なの？食べ物なのに？



法律には廃棄物の定義があります。汚物または不要物であって、固形状または液状のもの。では、不要物というのは誰が決めるのでしょうか？それは、総合判断説に基づいて判断されます。

#### 総合判断説の判断基準

- 利用できる性質であり、生活衛生保全上、支障が発生しないこと
- 排出が計画的で、排出までに適切な保管や品質管理がなされていること
- 製品としての市場があり、通常は廃棄物として処理されていないこと
- 有償譲渡されており、かつ客観的に見て取引に経済的合理性があること
- 適切に利用もしくは他人に有償譲渡する意思があり、放置・処分する意思がないこと

総合判断のため、1つだけ当てはまっていなくても有価物とは言えず、これらの内容を総合的に鑑みて決定されます。おから裁判は、「豆腐業者がお金を払って処理をお願いしている点」「一般的には大部分が廃棄物として引き取られている点」より『おから』が廃棄物と判断され、その結果、無許可で産業廃棄物を収集運搬したことで罪に問われてしまいました。

#### リーテックの収集運搬許可状況

本州は三重県を除き、全都府県で産業廃棄物の収集運搬が可能です。本州以外では北海道と福岡県で許可をいただいています。収集の許可のため、運ぶ際に三重県を通過することはできません。また、産業廃棄物の処分業についても東京 RSC センターと守口センターで許可をいただいています。取扱品目は「廃プラスチック」「金属くず」「ガラスくず等」です。リーテックでは「おから」を運ぶことはできませんので、お気をつけください！



#### 編集後記



いつも、RT JOURNAL をご覧いただき、ありがとうございます。毎月休まずに発行してきた RT JOURNAL ですが、ここで次号休刊のお知らせをさせていただきます。（発行期間中、桜美林大学のインターンシップに同行しているため）9月10日発行分は特大号として、桜美林大学のインターンシップや香港本社の様子、出張リサイクル教室の内容をお届けする予定ですので、ぜひご覧ください！

CSR 小野 真菜